

魚津市サイクリストに優しい宿整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市サイクリストに優しい宿整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、サイクリストが訪れやすい街を推進し、宿泊者数や交流人口の増加に繋げることを目的として、市内宿泊施設が実施するサイクリスト受入れのための施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 富山県のサイクリストに優しい宿整備補助金を活用していること。

(2) 富山県の認定制度「サイクリストに優しい宿」の認定を受けていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、富山県が宿泊施設に対して交付する補助金の2分の1以内とし、上限は5万円とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市サイクリストに優しい宿整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) サイクリストに優しい宿認定書の写し

(2) 富山県が実施するサイクリストに優しい宿整備補助金の交付を受けたことがわかる書類の写し又は補助金の振込が確認できる預金通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市サイクリストに優しい宿整備事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の交付決定の通知を受けた者から魚津市サイクリストに優しい宿整備事業補助金請求書(様式第3号)の提出を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、第5条の規定による添付書類の記載内容に虚偽の事実があると認めた場合その他規則又はこの要綱に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した補助金について、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。